

第 96 号議案

東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 3 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、区長及び副区長の給料の額を改定する等のため提出
します。

東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部を改正する 条例

第1条 東京都台東区長等の給料等に関する条例（昭和30年3月台東区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「及び12月」を削り、「100分の205」の次に「、12月に支給する場合においては100分の210」を加える。

別表第1区長の項中「1,151,000円」を「1,190,000円」に改め、同表副区長の項中「925,000円」を「956,000円」に改める。

第2条 東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「6月」の次に「及び12月」を加え、「100分の205、12月に支給する場合においては100分の210」を「100分の207.5」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

（1） 第1条の規定（第6条の改正規定を除く。）による改正後の東京都台東区長等の給料等に関する条例の規定 令和7年4月1日

（2） 第1条の規定（第6条の改正規定に限る。）による改正後

の東京都台東区長等の給料等に関する条例の規定 令和7年

12月1日

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の東京都台東区長等の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の東京都台東区長等の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。